

平成28年（行ウ）第161号，平成29年（行ウ）第43号

美浜原子力発電所3号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 松下 照 幸 外72名

被告 国

準備書面（41）の要旨の陳述

2019（令和元）年7月11日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北 村 栄 ほか

第1 本準備書面の意味

本書面では，2019（平成31）年3月から同年（令和元）年5月までの新聞記事にされた本訴訟や本件原発に関する出来事と、それがどの様に本訴訟に関するものかにつき、要点をまとめて述べることに致します。

第2 本訴訟と関係する出来事

1 高浜1，2号機、美浜3号機の問題性

- (1) 昨年8月に大飯、高浜両原発において、同時事故を想定した防災訓練を実施しましたが、大飯、高浜地域の広域避難計画は単独事故を想定しているため、同時事故でもスムーズに運用、対応できるかとの課題があることが明らかとなりました（甲G553）。
- (2) 3月、高浜、大飯、美浜の3原発につき、火山の噴火が起きた場合、高浜・美浜原発の降灰量が、関電想定 of 2倍超に達することがわかりました。想定を超える火山灰が降ると、非常用ディーゼル発電機の吸気口が詰まり、電源喪失になってしまいます（甲G561）。
- (3) 4月、規制委員会が、原発にテロ行為が発生した場合に、遠隔操作で原子炉の冷却を続ける設備などを備えるテロ対策施設「特定重大事故等対処施設」（特重施設）について、電力会社に対し「原発本体の工事計画の認可

から5年」の完成期限の延長を認めないことを決め、施設が期限内に未完成なら原発は停止されると発表しました。

これにより、40年超運転を目指す美浜3号機（設置期限21年10月）は約1,5年、高浜1、2号機（同21年6月）は約2,5年の工事完了遅れが見込まれることとなります（甲G570～574, 576）。

- (4) 5月、規制委員会が、美浜、大飯、高浜の3原発につき、関電に対して、火山の降灰量の過小評価につき、追加の安全対策を再び審査する必要があるとして、年内に申請を出し直すよう方針を決めました。しかし、運転の停止は求めないとしています（甲G591、593）。
- (5) 5月、高浜原発には、若狭湾沖の日本海で海底地滑りにより大きな津波が発生した場合、1、2号機が再稼働しゲートを全開にすると、引き波で取水路の水位が下がりすぎ、ポンプで冷却用の海水を取水できなくなる恐れがあることがわかりました（甲G594）。

2 原発周辺住民の意識

- (1) 3月、福井新聞が、福井県内の有権者の電話世論調査において、40年を超える原発につき、安全が確認済みであっても運転延長を否定する割合が、原発の立地地域で経済的な恩恵を得ている地域であるにもかかわらず49%もあることがわかりました（甲G560）。
- (2) 同月、原発銀座と言われる福井県の知事選では、立候補者（現職と元副知事）の原子力政策において、主張が重なっており、廃炉時代を迎え「原発銀座」の将来像を描けない現実が見えています（甲G561）。

3 規制委員会の問題性等

- (1) 5月、規制委員会がテロ対策施設の完成期限の延長を認めないことを決め、施設が期限内に未完成なら原発は停止すると述べましたが、これまでも規制委がぶれたこともあったので、腰砕けにならないか心配をされています（甲G582、585）。
- (2) 同月、日本学術会議が、津波対策の不備があった福島原発事故を踏まえ、事業者は一般的に認知されていない情報でも、施設が深刻な影響を受ける可能性があれば対応を取るべきであり、規制機関は新知見を自ら見だし、時機を失せず事業者を指導・監督することが重要だと指摘しました（甲G585）。

4 原発及びその関係施設のトラブル等

- (1) 5月、韓国のハンビツ原子力発電所1号機で、原子炉の熱出力が制限値を超えて急上昇したにもかかわらず、運営する韓国水力原子力（韓水原）は即時停止しませんでした。原子炉を止めたのが約11時間後であり、重大事故に繋がるおそれがあったことがわかりました（甲G584）。
- (2) 同月、廃炉作業中のもんじゅで、昨年相次いだ、取り出し作業で発生した設備の不具合の対策の影響で、使用済み燃料の取り出し作業の再開が2ヶ月以上遅れることになりました（甲G585、586）。

5 原発が持つ問題性

- (1) 3月、福島第一原発事故の対応費用が、民間シンクタンクの試算によれば、経産省の試算と異なり総額35兆円～81兆円になると試算されました。これは経産省が2016年に公表した試算の約22兆円を大きく上回るもので、原発事故が国家予算並みのとんでもない規模の被害を起こすことがわかります（甲G545、554）。
- (2) 同月、廃炉作業中の日本原電の東海原発の原子炉の解体工事が、5年間延期されることになりました。これで延期は3回目、当初計画から13年遅れることになり、完了時期も5年遅れの30年度になる見通しとなりました（甲G551、554）。
- (3) 4月、電線大手フジクラや日立化成などの製品で発覚した一連の検査不正問題の製品が、特に安全上の重要度の高い機器において、国内の建設中のものを除く、全17原発に使われていたことがわかりました。無数の機器で制御される原発は、一つの部品や機器の不調が事故を招きかねず、安全機能が十分に働かなければ、緊急時の対応が遅れる恐れもあると心配されています（甲G575）。
- (4) 5月、政府は、高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分について、各国の知見を共有する会議の設置方針を明らかにしましたが、それに止まり、処分の基準を定める規制委員会の議論も始まっていない現状が明らかとなりました（甲G587）。

6 福島第一原発事故と未だ続くその被害

- (1) 3月、朝日新聞らが福島県の避難者らに共同調査したところ、原発事故から8年経ったが、43%以上の人が、家が再建されても人とのふれあいがなく心が満たされない、やることないと、復興度が半分に満たないと考えていることがわかりました（甲G541）。

- (2) 同月、復興庁などの調査で、避難指示が解除された双葉、浪江、富岡町においても、40代以下の若い住民は、半数以上帰還を望んでいないことが明らかになりました（甲G543）。
 - (3) 同月、福島第一原発で、2号機の溶融核燃料（デブリ）とみられる堆積物に初めて接触できましたが、3号機では使用済み核燃料の搬出が遅れるトラブルが起きるなど、廃炉はまだ見通せていません（甲G547）。
 - (4) 同月、福島原発事故による汚染水対策において、タンクで処分を待つ水は100万トンに達し、第一原発の敷地内の保管容量があと2年しかなく、対策が暗礁に乗り上げていることがわかりました。これでは、なし崩し的に海への排水がなされると地元は警戒しています。また、その原因は燃料デブリにあり、それが取り出されない限り長期にわたって続くとのことです（甲G552）。
 - (5) 同月、福島原発事故で、福島県から愛媛県に避難した被害者訴訟で、松山地裁が国と東電双方に賠償責任を認めました。東電には10回連続の賠償命令、国は8件中今回で6回目の賠償命令となります（甲G559）。
 - (6) 4月、福島第一原発の溶融核燃料（デブリ）を取り出し作業につき、最も有力な2号機でさえ、内部の状況は見込みと違うことが判明し、作業の困難さが改めて浮き彫りになりました（甲G563）。
 - (7) 同月、福島県大熊町の大川原地区の避難指示が解除されることになりましたが、住民はふるさとへの愛着はあるが放射能汚染が心配で、もとのところで暮らすことは出来ないと述べています（甲G564）。
 - (8) 同月、事故から8年経ってようやく福島第一原発3号機の核燃料プールから、核燃料の取り出しが始められましたが、現場は放射線量が高く人が長時間いることができないなど難航が予想されています（甲G566）。
 - (9) 同月、福島第一、第二原発で事故収束作業などに従事した所員に、不眠症状が長期間持続していることが順天堂大チームの調査でわかりました。事故を起こした企業に勤めていることを批判されるといった原発事故特有の体験が、症状の長期化に影響しているということです（甲G569）。
 - (10) 5月、環境省の試算で、福島6町村の除染で発生した汚染土が、最大200万立方メートルと、東京ドーム1.6個分にもなることがわかりました（甲G581）。
- 7 原発推進側の原発維持のための問題のある対応や施策等

- (1) 3月、東海第二原発に対し、再稼働が見通せないにもかかわらず、東電の1900億円をはじめ、4つの電力会社が支援しようとしていることがわかりました（甲G539）。
- (2) 同月、野党4党が国会に提出した「原発ゼロ基本法案」につき、政権与党はこれを無視して、同法案の審議を拒否し続けているため、同法案が一度も審議されないまま丸1年を迎えています（甲G548）。
- (3) 同月、経産省が、原発で発電する電力会社に対する補助制度の創設を検討していることがわかりました。実現すれば消費者や企業が払う電気料金に原発を支える費用が上乗せされることになり、世論の反発を浴びるだけでなく、「原発の電気は安い」としてきた政府の従来の説明と矛盾することになります（甲G555、556）。
- (4) 同月、関西電力が、原発の使用済み核燃料を再利用する再処理費用を巡り、青森県六ヶ所村に建設中の再処理工場の事業費に加え、具体的な計画がないプルトニウム・ウラン混合酸化物（MOX）燃料を扱う別の再処理工場の費用も、電気料金へ転嫁し始めたことがわかりました。これらは消費者の負担となってしまいます（甲G558）。
- (5) 4月、規制委員会がテロ対策施設の完成期限の延長を認めないことを決め、施設が期限内に未完成なら原発は停止すると述べたことに対し、立地自治体の首長や工事業者が不満の声を上げています（甲G574、576）。
- (6) 5月、中電の浜岡原発で、中電の従来の高津波の試算に問題があり、これまでの21,1mだったのが22,5mとさらに高くなりました。しかし、中電は数値は過大な設定で「あくまで参考値」と説明するに止まり、対応策を表明せずに批判を浴びています（甲G589）。
- (7) 同月、福島原発事故を受け、関電の株主である京都市が、関電の定款に「脱原発依存と安全性の確保」を追加するように求めましたが、株主総会で否決され続けていることがわかりました（甲G590）。

8 福島原発事故の風化に関して

- (1) 3月、福島県双葉町で4半世紀近く掲げられていた原発のPR看板「原子力明るい未来のエネルギー」が行き場をなくし野ざらしにされていたことがわかりました。原発の負の遺産も含め、地元でも原発事故の風化が進んでいることがわかります（甲G540）。
- (2) 同月、原発被害にあった福島県では、原発の敷地にたまり続ける汚染水

をどうするのか、県産米の「全量全袋検査」をどう縮小していくか、事故から8年たった今でも「風評」と「風化」で苦しんでいて、解決の糸口が見えないと指摘されています（甲G544）。

(3) 4月、科学者の池内^{さとる}さんと、哲学者の鷺田清一さんが、相次いで新刊を出し、人々の記憶が福島原発事故から遠ざかっていることや、上で決まったことを吟味もせずに、それが当然だと従う風潮が強くなっていることに警笛を鳴らしています（甲G565）。

(4) 5月、宗教学者の島菌進さんが、政府の『もう原発事故は終わった』というイメージ作りに科学が利用されている」と警告し、現代の科学は大きな政治的、経済的な力関係から自由ではなく、そのことを自覚的に反省し、科学と社会の関係を捉え直す必要があると指摘しています（甲G578）。

9 我が国及び世界が自然エネルギーへの移行、脱原発の方向にあること、及び原発に将来性がないこと

(1) 3月、日本の原子力発電を巡る状況は、福島原発事故が起きてから、国内では原発の再稼働の動きがあるが、海外への原発輸出は総崩れになり、電力会社や原子炉メーカーは再編に動かざるを得なくなっていることがわかりました（甲G546）。

(2) 同月、福島原発事故があった日本政府は、まだ原発に依存する方向性を示していますが、ヨーロッパやアジアなど世界では脱原発の流れがどの国でも起きており、原子力から再エネへ、時代は大きく転換しつつあることがはっきりしてきました（甲G549）。

(3) 同月、東海銀行（現三菱UFJ銀行）出身者らでつくるジェイバリュー信託が、全国各地の再生可能エネルギー発電所の受託運営事業に乗り出すことになりました（甲G550）。

(4) 同月、中部電力が、尾鷲三田火力発電所の跡地にナゴヤドーム13個分の太陽光発電所の新設を検討していることがわかりました（甲G557）。

(5) 4月、中部電力と長野県伊那市が、水力や太陽光などの再生可能エネルギーの地産地消を進めるため、丸紅が設立した新電力会社「丸紅伊那みらいでんき」に出資すると発表しました。自治体が資本参加する地域新電力に、大手電力が出資するのは全国初とのことです（甲G567）。

(6) 同月、中部電力と三重県松阪市が、水力や太陽光などの再生可能エネルギーの地産地消を進めるため、東邦ガスと共同して地域新電力会社を設立

しました（甲G568）。

- (7) 5月、中部電力が、天然ガスや石油などの化石燃料の代わりに、水素を燃やして発電する「水素発電」の実用化に向け、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）と共同研究を進めていることがわかりました（甲G577）。
- (8) 同月、アメリカのスリーマイル原発（事故を起こしていない1号機も）が、再生可能エネルギーの普及で、全面閉鎖し廃炉とすることが発表されました（甲G579）。
- (9) 同月、経産省が、大手電力会社間の送電網をつなぐ送電線（連系線）を増強する費用の一部を、全国の電気の利用者が負担する新たな仕組みを示し、連系線の増強を促し、太陽光や風力発電などの再生可能エネルギーの拡大を進めようとしていることがわかりました（甲G583）。
- (10) 同月、ドイツのアルトマイヤー経済・エネルギー相が、日独が共同で再生可能エネルギーの技術開発をすれば、地球温暖化対策の「世界的なけん引役としてのメリットを長期にわたって享受できる」と強調しました（甲G592）。

第3 記事全体の特徴、まとめ

1 新聞記事の特徴

特に、今回の新聞記事の特徴は、本件原発の問題性に関連する記事が多かったこと、また、福島原発事故後8年以上経った今でも、放射能汚染は今でも殆ど変わらず残っており、未だに各所で被害は続き、収束の見通しすら立っていないことなど、原発の問題性や原発事故の重大性が明らかとなっています。

にもかかわらず、政府や電力会社の原発維持のための対応が多数見受けられます。しかし、再生可能エネルギーが世界だけでなく我が国においても大きく普及し、特に電力会社や企業や地方自治体がこぞって開発、利用しようとしていることが、今回も多数報道されています。

2 本件原発について

まず、高浜1，2号機、美浜原発3号機については、前回でもお伝えした火山灰の影響評価の見直しという大きな問題点があります。規制委員会は関電に対して、火山の降灰量の過小評価につき追加の安全対策を再び審査する

必要があるとして、年内に申請を出し直すよう方針を決めましたが、運転の停止は求めないとしています。このように、規制委員会の規制はまだ甘いものと言わざるを得ませんので、裁判所の役割、判断が非常に重要なものとなります。

また、そのような規制委員会がテロ対策施設につき、完成期限の延長を認めず、未完成であれば原発を運転させないと厳しい見解を述べているのですが、このことは、それだけこれまで電力会社はその安全対策を長期に放置していたことに他ならないのであり、まさに電力会社の資質が表れているものと言えます。この点からしても、裁判所が電力会社の主張や資料には厳しい目で対応することが要請されます。

3 世論調査より

福井新聞が、福井県内の有権者に、40年を超える原発の運転について電話世論調査した件ですが、運転延長を否定する割合が、49%もありました。

ご存知の通り、福井県は立地自治体で、原発関係で多額の財政的利益を受けているだけでなく、地元住民も雇用の場の提供を受ける等で、多数の人々が生活に密着した関係を持っています。

そのような中で、40年を超える原発（まさに本件原発ですが）につき、「原発の運転の安全が確認済みであっても」、動かすべきでないと考えている人が49%もあるということは、極めて重要なことです。経済的な恩恵を得ている地域でもこのような結果ですから、今回県外の方の調査はされていませんが、隣接する京都府や滋賀県、岐阜県等の住民の延長運転反対の割合は、非常に多くなることは明らかです。特に、風船実験をしたときに、風下になる岐阜県や愛知県に風船が飛んできたことから、わずか130kmしか離れていない愛知県も多大な被害に遭うことは確実です。

従って、今回の世論調査は、福井県内に限られたものではありませんが、本県原発の立地地域の人々の意識、また近隣の人々の意識を知る上においても非常に重要な事実と言えます。

4 識者の警告

さらに、今回は、何人もの識者が警告をしていることも重要です。

例えば、宗教学者の島菌進さんが、「政府の『もう原発事故は終わった』というイメージ作りに科学が利用されている」と警告しています。

さらに、現代の科学は大きな政治的、経済的な力関係から自由ではなく、

そのことを自覚的に反省し、科学と社会の関係を捉え直す必要があること、特に、原子力の世界では、数十年も前から原発推進にそぐわない異論を排除し、政策推進に科学技術が従属する傾向にあることを指摘しています。

5 まとめ

この指摘は、科学や学者の世界に止まることなく、裁判所や裁判官についても言えることと思います。裁判官も、原発は国策だからとか、専門技術性が高いからとして、この問題から逃げるのではなく、毅然とした態度で本件裁判に臨んで頂きたいと思います。

地震はいつ起きるともわかりません。火山もいつ爆発するかもわかりません。これはその道の専門家がみなさん述べていることです。

8年以上経っても、福島原発事故の被害はまだまだ拡大し続け、故郷を奪い続け、何万人もの人がまだ故郷に帰れない状況にあります。このような最大最悪の原発事故が二度と起こらないようにするか否かは、みなさん3人の裁判官に判断にかかっています。

この問題に、真摯に向き合い、恥ずかしくない判断をして頂くよう願います。

以上